

# 中間決算公告

銀行法第20条に基づいて、下記の中間決算公告を行いました。なお、同法21条第1項および第2項の規定により、中間決算公告を本誌に掲載しております。

## 中間貸借対照表①

**第87期 中間決算公告**

平成19年12月21日  
福岡市中央区大名二丁目19番1号  
株式会社 福岡中央銀行  
取締役頭取 田中 克佳

中間貸借対照表(平成19年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	8,039	預金	383,569
コールローン	25,700	譲渡性預金	5,144
買入金銭債権	66	外国為替	0
商品有価証券	171	その他負債	1,703
有価証券	72,629	退職給付引当金	876
貸出金	298,180	役員退職慰労引当金	199
外国為替	133	睡眠預金払戻損失引当金	79
その他資産	1,096	再評価に係る繰延税金負債	2,653
有形固定資産	11,605	支払承諾	605
無形固定資産	196	負債の部合計	394,830
繰延税金資産	752	(純資産の部)	
支払承諾見返	605	資本金	2,500
貸倒引当金	△ 3,142	資本剰余金	1,203
		資本準備金	1,203
		利益剰余金	12,286
		利益準備金	1,396
		その他利益剰余金	10,890
		固定資産圧縮積立金	491
		別途積立金	9,575
		繰越利益剰余金	823
		自己株式	△ 55
		(株主資本合計)	( 15,934)
		その他有価証券評価差額金	1,397
		土地再評価差額金	3,872
		(評価・換算差額等合計)	( 5,270)
		純資産の部合計	21,205
資産の部合計	416,035	負債及び純資産の部合計	416,035

## 中間貸借対照表②

中間貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式については中間期末1か月平均の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、債券については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は売却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 

建 物	6年～50年
動 産	3年～20年

 なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。また、当中間期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これらによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

破綻懸念先及び下記19.の貸出条件緩和債権等を有する債務者等で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができると見込まれる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和の実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

## 中間貸借対照表③

- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。
 

また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理
- 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間期末から同報告を適用し、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。
 

これにより、従来の方法に比べ、営業経費は23百万円、特別損失は176百万円それぞれ増加し、経常利益は23百万円、税引前中間純利益は199百万円それぞれ減少しております。
- 従来、利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、払戻時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間期末から同報告を適用し、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を睡眠預金払戻損失引当金として計上しております。
 

これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は2百万円、特別損失は74百万円それぞれ増加し、経常利益は2百万円、税引前中間純利益は76百万円それぞれ減少しております。
- リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金融債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金融債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税法方式によっております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 5,323百万円
- 有形固定資産の圧縮記帳額 165百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は653百万円、延滞債権額は7,847百万円あります。
 

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

## 中間貸借対照表④

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。
 

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,439百万円あります。
 

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は11,941百万円あります。
 

なお、17.から20.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は12,530百万円あります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
 

有価証券	203百万円
預け金	4百万円
担保資産に対応する債務	
預金	345百万円

上記のほか、為替決済、当座借越等の取引の担保として、有価証券9,596百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は4百万円あります。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める事業用土地について地価税法(平成3年法律第69号)第16号に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法に基づいて、算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,357百万円
- 1株当たりの純資産額 777円94銭

## 中間貸借対照表⑤

25. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
その他	2,000	1,885	△114

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	8,872	10,944	2,071
債券	51,006	51,189	183
国債	30,579	30,716	136
地方債	5,681	5,718	37
社債	14,745	14,754	9
その他	7,661	7,753	91
合計	67,541	69,887	2,346

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 948 百万円を差し引いた額 1,397 百万円を、「その他有価証券評価差額金」として計上しております。当中間期において、その他有価証券で時価のある株式について減損処理に該当するものではありませんでした。

有価証券の減損処理については、中間期末時の時価の下落率が簿価の 30%以上であるものを対象としております。時価の下落率が簿価の 50%以上である場合は、時価が「著しく下落した」ときに該当することとして減損処理を行っております。また、時価の下落率が 30%以上 50%未満である場合は回復可能性の判定を行い、減損処理を行っております。

26. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券 非上場株式	741

27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,531 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のものが 15,701 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

## 中間貸借対照表⑥

28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	1,169 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	354
減価償却損金算入限度額超過額	122
その他	441
繰延税金資産小計	2,088
評価性引当額	△53
繰延税金資産合計	2,034
繰延税金負債	
固定資産圧積額	△333
その他有価証券評価差額金	△948
繰延税金負債合計	△1,282
繰延税金資産の純額	752 百万円

29. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ (10) に規定する単体自己資本比率(国内基準) 9.35%

## 中間損益計算書

中間損益計算書 (平成19年 4月 1日から  
平成19年 9月30日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	5,392
資金運用収益	4,939
(うち貸出金利息)	( 4,228 )
(うち有価証券利息配当金)	( 653 )
役員取引等収益	387
その他業務収益	2
その他経常収益	62
経常費用	4,359
資金調達費用	551
(うち預金利息)	( 546 )
役員取引等費用	387
営業経費	3,166
その他経常費用	254
経常利益	1,033
特別利益	89
特別損失	263
税引前中間純利益	858
法人税、住民税及び事業税	56
法人税等調整額	248
中間純利益	553

中間損益計算書の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 1株当たり中間純利益金額 20円29銭
- 「その他経常費用」には、債権売却損125百万円、株式等償却112百万円及び睡眠預金払戻損失引当金繰入額2百万円を含んでおります。
- 「特別利益」は、貸倒引当金戻入益89百万円であります。
- 「特別損失」には、役員退職慰労引当金繰入額176百万円及び睡眠預金払戻損失引当金繰入額74百万円を含んでおります。